

広島県地域公共交通燃油費高騰緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、燃油費高騰の影響が継続して厳しい経営状況が続く公共交通事業者に対して令和4年度6月補正予算、令和4年度9月補正予算及び令和4年度2月補正予算で計上された予算の範囲内において、影響額の一部を緊急的に支援するための支援金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 交付対象事業者は別表1-1に記載のとおりとする。
2 交付対象車両及び船舶は別表1-2に記載のとおりとする。

(交付対象期間)

第3条 対象期間は令和4年4月1日から令和5年9月30日までとする。

(交付額)

第4条 交付額は別表2の計算式により算出された額の合計額とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者又は個人は、別記様式第1号による支援金交付申請書兼実績報告書、別紙1に、その他知事が必要と認める書類を添えて、1部を知事に提出しなければならない。
2 前項に規定する交付申請書等は令和4年4月から令和4年6月を第1期、令和4年7月から令和4年9月を第2期、令和4年10月から令和4年12月を第3期、令和5年1月から令和5年3月を第4期、令和5年4月から令和5年6月を第5期、令和5年7月から令和5年9月を第6期として、別途通知する提出期限までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。
2 前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては、支援金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第2号の1）により、支援金を不交付とする場合にあっては、別記様式第2号の2により、知事は第4条の交付申請をした団体及び事業者（以下「申請者」という。）に対し通知する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、第5条の通知を受領した日から起算して14日以内とする。

(遂行状況報告)

第8条 規則第10条の規定により、知事の求めがあったときは、申請者は、事業遂行状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業の実績報告については、第5条の規定による支援金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、報告内容が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定する。

(支援金の交付)

第11条 県は、前条の規定により額を確定したときは、速やかに事業者に対し支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定を取消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 申請者が、虚偽の申請などの不正や、その他知事が不相当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合
- (3) 申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合であって、悪質と認めるときは返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の支援金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 知事は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、違約金又は延滞金の全部または一部を免除することがある。

(立入検査等)

第13条 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させる。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(支援金の経理書類の保管)

第14条 申請者は、支援金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を支援事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する書類について、知事の求めがあったときは、速やかに知事に

提出しなければならない。

(実施規定)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、読点に係る改正は令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

[別表 1-1 (第 2 条関係)]

交付対象事業者	
バス	広島県内に主たる事務所を置く一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者
旅客船	広島県内の港を主な発地とする一般旅客定期航路事業を営む事業者
タクシー	広島県内で一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者及び個人
鉄軌道	広島電鉄株式会社、スカイレールサービス株式会社

[別表 1-2 (第 2 条関係)]

交付対象車両・船舶	
バス	別表 1-1 の事業者が一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両 ※乗車定員 11 人以上の車両（乗車定員 11 人未満の車両はタクシーとして取扱う）
旅客船	別表 1-1 の事業者が一般旅客定期航路事業に使用する船舶
タクシー	別表 1-1 の事業者又は個人が一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両
鉄軌道	別表 1-1 の事業者が一般鉄軌道事業に使用する車両

※車両数および船舶トン数は令和 4 年 4 月から令和 5 年 9 月の各月初めのものとする。

※ハイヤーに使用する車両を除く

[別表 2 (第 4 条関係)]

補助金算定方法
各月補助単価※1 × 対象車両数または（対象船舶トン数 ÷ 5）※2

※1 令和 3 年 9 月を基準月とした各月の燃料費高騰率を基に広島県が算出するもの。

※2 小数点以下四捨五入（0 の場合は 1 とする。）